

新規補助金概要シート

(1) 補助内容

| | | | | | | |
|-------------|---|---------------------------------------|--|-------------------------------------|--|---|
| 番 号 | 所 管 | | | 大阪港湾局計画整備部振興課 | | |
| 名 称 | 大阪市コンテナ物流滞留対策事業(ONPAS導入(咲洲))補助金 | | | | | |
| 交付先 | コンテナターミナル運営事業者 | | | | | |
| 交付目的 | 新たな港湾情報システム「ONPAS」と咲洲のコンテナターミナル運営事業者が所有するシステムの接続を支援し、速やかに各システムを連携させることにより、コンテナターミナルにおけるゲート処理時間短縮等のONPASの機能を早期に発揮させ、物流車両の滞留を早期に解消し、物流交通を円滑化させることを目的とする。 | | | | | |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・咲洲のコンテナターミナル運営事業者に対し、新たな港湾情報システム「ONPAS」と接続するために必要となるコンテナターミナル運営事業者が所有するシステムの改修等に係る費用の一部を補助する。(補助の対象及び補助率) ・咲洲のコンテナターミナル運営事業者の自社システムとONPASとの情報連携するために要するコンテナターミナル運営事業者の自社システムの改修及びサーバの設置に要する費用 ・補助率:1/3(補助上限:1社あたり26,666千円) | | | | | |
| 2算定額及び積算 | <ul style="list-style-type: none"> ・咲洲のコンテナターミナル運営事業者の自社システムとONPASとの情報連携するために要するコンテナターミナル運営事業者の自社システムの改修及びサーバの設置に要する費用 ・補助率:1/3(補助上限:1社あたり26,666千円) <p>30,000千円×1社×1/3(補助率)=10,000千円 - ① 50,000千円×1社×1/3(補助率)=16,667千円 - ② ①+②=26,667千円(令和4年度予算算定)</p> | | | | | |
| 事業開始年度 | 令和4年度 | | 交付方法 | 通常払い(補助金額確定後) | | |
| 根拠規定等 | 法律 <input type="checkbox"/> | 条例 <input type="checkbox"/> | 規則 <input type="checkbox"/> | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 法律・条例等の名称 | | | | | | |
| 補助率等 | 咲洲のコンテナターミナル運営事業者の自社システムとONPASとの情報連携するために要するコンテナターミナル運営事業者の自社システムの改修及びサーバの設置に要する費用 ・補助率:1/3(補助上限:1社あたり26,666千円) | | | | | |
| 財源の有無 | 国 <input type="checkbox"/> | () | 府 <input type="checkbox"/> | () | その他() <input type="checkbox"/> | () 無 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 本市以外からの直接補助 | 国 <input type="checkbox"/> | () | 府 <input type="checkbox"/> | () | その他(阪神国際港湾株) <input checked="" type="checkbox"/> | () 無 <input type="checkbox"/> |
| 交付先の分類 | 法人 | | | | | |
| 性質別分類 | 施設整備事業補助 | | | | | |
| 終 期 | 令和6年度(予定) | | | | | |
| 公 募 | 有(提案型) <input type="checkbox"/> | | 有(提案型以外) <input checked="" type="checkbox"/> | | 無 <input type="checkbox"/> | |
| 市民の参画 | 有 <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | | | | |
| 再補助の有無 | 有 <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | 有の場合 その理由 | | | |

(2) ガイドラインにおける基本的視点

| 基本的視点 | | 説明 |
|-------|---|--|
| 1 | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる) | 本件は、CONPASと民間事業者が所有するシステムの連携を促進し、CONPASの機能を早期に発揮させるものであり、物流車両の滞留を早期に解消し、物流交通の円滑化を図る上で必要不可欠な施策である。 |
| 2 | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である) | 「補助金等のあり方に関するガイドライン」において、性質分類上のその他事業補助などは「補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限」とすることが定められており、本件は民間事業者が所有する財産に対する補助であることを踏まえ、補助率を1/3としている。 また、本件により促進するCONPASと民間事業者が所有するシステムの連携は、物流車両の滞留を解消するために不可欠なものである。 以上のことから、システム改修等に係る費用を補助対象経費とし、補助率を1/3に設定することは妥当である。 |
| 3 | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | CONPASと民間事業者が所有する各システムを速やかに連携させ、コンテナ車両の道路上への滞留を早期に解消するためには、システム改修等を直接支援することができる補助金事業が有効である。 |
| 4 | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている) | 補助制度の適正実施を図るため、補助金交付要綱を定め、広く公募を行う。 |

(3) 補助効果の測定

| | |
|--------|--|
| 効果測定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者によるCONPASへの接続率 …目標値:100%、測定方法:本件補助実績による |
|--------|--|